

埼玉県臨床研修病院ガイドブック 2024 作成業務 企画提案募集要項

大学医学部に在籍する医学生に対し、県内医療機関の臨床研修プログラムについてわかりやすく情報提供を行い、本県内における臨床研修実施に対する興味・関心を喚起し、県内医療機関において臨床研修を受講してもらうことを目的として、当事業を実施します。

この事業の受託者を選定するための企画提案を下記のとおり募集します。

1 募集内容

埼玉県臨床研修病院ガイドブック 2024 作成業務

2 業務内容

別添仕様書のとおり

3 納入期限

令和5年12月27日（水）

4 金額

550,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

5 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 法人格を有すること。

(2) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

イ 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者。

ウ 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している者。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをし、又は申し立てがなされている者及びこれらの手続中である者。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員であ

る役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者。

6 スケジュール

令和5年8月 2日(水) 質問事項の受付期限

令和5年8月10日(木) 企画提案参加希望書の提出期限

令和5年8月18日(金) 企画提案書の提出期限

令和5年8月下旬 選考実施(書類審査)

令和5年9月上旬 選考結果通知

※プレゼンテーションは実施しません。選考(書類審査)には、既提出の企画提案書等を用いることとします。

7 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(1) 受付期限

令和5年8月2日(水)まで(午後3時必着)

(2) 受付方法

「企画提案募集要項の内容等に関する質問書(別紙様式2)」に記入の上、電子メール(a3560-03@pref.saitama.lg.jp)で提出すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問した法人名等を伏せた上で、8月4日(金)までにHPに掲載いたします。

なお、電話等による質問には、簡易なものを除き応じません。

8 企画提案参加希望書の提出

本事業の企画提案への参加を希望する場合は、あらかじめ「企画提案参加希望書(別紙様式1)」を提出すること。

(1) 提出方法

持参又は郵送もしくは電子メール(PDFファイル)とします。

<提出先>

埼玉県保健医療部医療人材課 医師確保対策担当

(住所) 〒330-8777 埼玉県さいたま市中央区新都心1-2

埼玉県立小児医療センター8階(南玄関)

(電話) 048-601-4600

(電子メール) a3560-03@pref.saitama.lg.jp

※郵送の場合は原則書留とし、電子メールの場合は必ず確認の電話をしてください。

(2) 提出期限

令和5年8月10日(木)まで(午後5時必着)

※持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けません。

9 企画提案書等の提出

提出期限：令和5年8月18日(金)午後5時必着、提出部数：4部

企画提案書4部(正本1部、副本3部)を下記(1)に留意して作成し、(2)の添付書類を添え、末尾記載の連絡先に持参又は郵送すること。

※持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けません。

※郵送の場合は書留とします。

(1) 作成留意事項

ア 企画提案書の様式は任意とする。

イ 企画提案書の1ページ目(表紙)には、次の事項を記載すること。

(ア) 表題(埼玉県臨床研修病院ガイドブック2024作成業務 企画提案書)

(イ) 応募者の住所、氏名並びに連絡担当者の氏名、電話番号、E-mailアドレス

ウ 企画書の2ページ目は「目次」とすること。

エ 企画提案書の3ページ目以降に記載する事項は、次のとおりとすること。

(ア) 提案の基本的な考え方

(イ) 企画提案事項の内容(次の項目の作成を必須とする)

・表紙のデザイン案

・各病院ページのレイアウトデザイン案

(ウ) 業務実施スケジュール

(エ) 業務実施体制

(オ) その他、必要と思われる事項

(2) 添付書類

ア 法人の概要(設立趣旨、事業内容)がわかるもの

※ 上記内容が記載されていれば、既存のパンフレット等でも構いません。

イ 法人の登記事項全部証明書(提案日前3か月以内に取得したもの)

※ 写し可

※ 副本への添付は不要です。

ウ 法人の定款又は寄付行為、規約若しくはこれに準ずる書類

※ 副本への添付は不要です。

エ 地方自治法施行令第167条の4の規定に関する申出書

※ 副本への添付は不要です。

オ 見積書

※ 副本への添付は写しで可とします。

(3) その他

ア 企画提案は、1 提案者につき 1 提案に限るものとします。

イ 企画提案書の提出後は、その内容を変更することはできません。

ウ 提出された応募書類は返却しません。また、応募書類の作成に係る経費は、提案者の負担とします。

10 契約先候補の決定

(1) 決定方法

県は審査会を設置し、提出された企画提案書等に基づき、企画内容や業務遂行能力などを総合的に審査するものとします。

当該審査の結果、総合点が最も高かった提案者を契約先候補に決定します。

(2) 審査項目

審査項目は概ね下記のとおり。

ア 業務の実施体制

(ア) 会社として十分な実績があり、業務を遂行する上で十分な業務実施体制を敷いているか

(イ) 業務を遂行するにあたり、十分な専門知識を有しているか

イ ガイドブックの制作

(ア) 仕様書を踏まえた提案になっているか

(イ) 医学生の興味・関心を喚起するようなガイドブックのデザインとなっているか

(ウ) 業務スケジュールは適正なものか

(エ) 制作に関する独自の提案事項やアピール事項はあるか

ウ その他

(ア) 優れた自由提案があるか

11 契約の相手方の決定方法

県は、契約先候補者（審査の結果、総合点が最も高かった提案者）と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は契約先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約を締結します。

なお、契約先候補者と協議が整わない場合は、総合点が 2 番目に高かった者と改めて協議を行います。以下同様の方法により、総合点が 3 番目に高かった者までが契約の相手方となる可能性を持つものとします。

12 企画提案書の情報公開

選定結果として、契約の相手方となる企画提案者の名称、審査結果概要等の情報公開を行います。また、情報公開の請求に応じて契約の相手方となる企画提案書等の情報公開を行う場合があります。

13 著作権について

成果物の著作権や著作権は埼玉県に帰属します。

14 連絡先（応募書類等の提出先）

埼玉県医療人材課 医師確保対策担当 茂木・伊藤

（住所）〒330-8777 埼玉県さいたま市中央区新都心1-2

埼玉県立小児医療センター8階（南玄関）

（電話）048-601-4600

（電子メール）a3560-03@pref.saitama.lg.jp